

平成 29 年度 第 3 回理事会

(平成 29 年 10 月 2 日開催)

議 案 書

目 次

議 題

第 1 号議案 保有株式売却の件

第 2 号議案 理事長交代の件

第 3 号議案 評議員会開催の件

公益財団法人 前川報恩会

第 1 号議案 保有株式売却の件

当財団が公益目的保有財産として保有する志村産業株式会社の普通株式 33,500 株について、自社株買いの申し入れがありました。主として下記 2 点の理由により本件を受け入れる件につき、審議のうえ承認を求めます。

- ① 本株式から得られる配当は一株あたり例年 5 円となっており、年間の収支構造に与える影響が限定的であること。
- ② 本株式の簿価は一株あたり 20 円となっているのに対して、先方の提示価格は 4,627 円となっており著しく簿価を毀損するものではないこと。

なお、本株式を売却後の現金は定期預金に回した後に引き続き公益目的保有財産として国債等の安全資産での運用を行います。また、本件に関しては 7 月 27 日に内閣府公益認定等委員会事務局に相談済みです。

※提示価格の根拠については添付資料①を、志村産業株式会社の直近年度の決算報告書に関しては添付資料②をご覧ください。

第 2 号議案 理事長交代の件

理事長前川正の辞意表明を受け、理事篠崎聡を理事長に推薦いたします。審議のうえ承認を求めます。

第 3 号議案 評議員会開催の件

本理事会で議決した第 1 号議案に係る承認及び役員選任に関する議決を求める評議員会を、下記の要領で行うことといたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成 29 年度第 2 回評議員会

日時：平成 29 年 10 月 10 日（火） 14 時 00 分より 15 時 30 分まで

場所：株式会社前川製作所本社ビル 8 階プレゼンテーションホール

議題：

第 1 号議案 保有株式売却の件

第 2 号議案 理事選任の件

以上

添付資料①

平成29年7月14日

株式購入申込書

公益財団法人 前川報恩会
理事長
前川正様

弊社では貴財団所有の下記株式を別添評価資料にもとる積算金額にて購入致したく、御承諾の程御願いを申し上げます。

対象株式

会社名	志村産業 株式会社
住所	東京都板橋区坂下1-2-10
購入株式数	33,500株
購入単価	4,627円/株
購入金額	155,004,500円

志村産業 株式会社
代表取締役社長
香取洋一

志村産業(株)の株価について
(平成28年12月末基準)

作成日 H29. 4. 23
作成者 山内 豊

1) 株価評価の前提及び株価

2月末日の決算日の財務諸表及び法人税申告書に基づき算定している

尚 平成29年1月1日以降の相続税関連法規の改正に伴ない、平成28年12月末現在分は当該改正後の規定等に従い算定している。

評価基準日

類似業種比準方式での
一株当り評価額

平成 23年 12月 31日

7891

円

24年 12月 31日

2076

25年 12月 31日

4093

26年 12月 31日

4602

27年 12月 31日

6050

28年 12月 31日

4627

参考:
(5743)
↑

従価方式

2) その他 評価明細は別紙のとおりである

以上

<平成28年12月末基準>

29.4.23

山内豊

志村産業(株)

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

会社名

平成二十六年十月一日以降用)

3. 会社の規模(①の割合)の判定

項 目	金 額	項 目	人 数
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	3,447,290 千円	直前期末以前1年間 における従業員数	9 人
直前期末以前1年間の取引金額	1,773,327 千円		

① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分

100人以上の会社は、大会社(②及び③は不要)

100人未満の会社は、②及び③により判定

② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分

③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分

総 資 産 価 額 (帳 簿 価 額)			従業員数	取 引 金 額			会社規模としての 割合(中会社) の区分
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90
20億円未満	15億円未満	15億円未満	20人超	80億円未満	20億円未満	20億円未満	中会社
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	35人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75
4億円未満	15億円未満	15億円未満	25人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満	0.60
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60
4億円未満	2.5億円未満	2.5億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満	小会社
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	

「会社規模としての割合(中会社)の区分」欄は、②欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と③欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

判 定	(大 会 社)	中 会 社			小 会 社	
		し の 割 合				
		0.90	0.75	0.60		

4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項

「大会社」に該当のため、類似業種比準価額等により評価する
改正による影響はない。
平成29年施行の改正に基づく計算である(改正後)

志利産業(株)

②-③ = 203,000株 会社名

(平成二十六年十月一日以降用)

以下より下より
 (従来方式比)
 $1.714.44$
 $\Delta 333.14$

27 末
6050-21
(從來力貳比
5.7x3円)
▲ 1116

参考: 簿価純資産方式による株価 $718.0594円 \times 203000株 = 3.517.53$
前川報恩会_平成29年度第3回理事会5/26 (27年来3.051.18)

公益財団法人 前川報恩会 御中

H29.7.30

公認会計士



300-1206

茨城県牛久市ひたち野西 3-24-4

TEL/FAX 029-874-8640

貴法人が所有する志村産業株式会社株式の譲渡について

・相続税法による評価額での譲渡について、法人税又は所得税課税が貴法人に対してなされるか否か、特に「租税特別措置法第 40 条（国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税）、同施行令第 25 条の 17」の適用の可能性について検討した。

尚、条文は別紙のとおり

・結論：上記の条文は、公益法人等への財産の寄付時点での取り扱い及び寄付を受けた後の公益法人等の該当財産の譲渡時点での取り扱いを規定している。前者は今回無関係である。後者は今回の取引に関連ある可能性があるが、適用はできないと判断される。

ただし、会計処理は、譲渡して得た金銭等を譲渡後、当該株式を計上していた区分（基本財産）として計上し、その後も基本財産として運用することが必要である。

・理由：公益法人会計では、基本財産の有価証券は原則として年度毎の貸借対照表で時価で計上される。非上場会社のため、たまたま取得価額で計上されていただけであり、本来は今回の譲渡価額が時価である。例えば上場会社であれば期末の時価が明らかであるので、時価で計上され、年度毎の評価が上昇し評価益が発生しても課税問題が生じることはない。

今回は会計処理上、譲渡益が発生した様に見えるが、これは「譲渡差額」であり、税法上の益金とは異なるものである。

以上

租税特別措置法＝所得税法の特例（抄）

昭和32年 3月31日法律第26号
最終改正 平成25年12月13日法律第106号

租税特別措置法施行令＝所得税法の特例（抄）

昭和32年 3月31日政令第43号
最終改正 平成26年 1月17日政令第13号

租税特別措置法施行規則＝所得税法の特例（抄）

昭和32年 3月31日大蔵省令第15号
最終改正 平成26年 1月17日財務省令第2号

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）

第28条 個人が、各年において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者（農林漁業者の組織する団体を含む。）に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行うことを主たる目的とする法人で政令で定めるものに対する当該信用の保証をするための業務に係る基金に充てするための負担金

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てするための同法第2条第2項に規定する共済契約に係る掛金

五 公害の発生による損失を補てんするための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第2条第6号に規定する公益法人等若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人で、当該特定の業務が国若しくは地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすもの又は当該特定の業務を行う同条第5号に規定する公共法人で政令で定めるものに対する当該特定の業務に係る基金に充てするための負担金

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）
令第18条の4

3 法第28条第1項第5号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務（第1号から第7号までに掲

げる業務にあつては、次項第1号に掲げる要件を満たす基金として財務大臣が指定する基金に係る業務に限る。）とする。

一 公害の発生による損失を補填するための業務又は公害の発生の防止に資するための業務
二 商品の価格の安定に資するための業務
三 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務（第1項に規定する法人の営む業務を除く。）

四 商品の価格の変動による異常な損失を補填するための業務

五 水産動物の種苗の生産及び放流、当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務

六 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体である同法第4条第3項第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人が行う業務であつて、同号ロに掲げる事業（当該事業のうち同条第2項第1号の借受け又は貸付けに係るものに限る。）及び同条第3項第1号ハに掲げる事業に属するもの並びに農作業の受託、農業技術の指導及び農業用機械の普及に関するもの

七 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項に規定するセンターが行う同法第6条第2号から第6号までに掲げる業務（同条第2号に掲げる業務にあつては、同号に規定する農業の技術又は経営方法の習得に関する業務に限る。）

八 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号に掲げる業務（財務大臣が指定する基金に係る業務に限る。）

九 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号に掲げる業務のうち畜産業の振興に資するものとして財務省令で定める事業に係る業務（財務大臣が指定する基金に係る業務に限る。）

のために農地法第2条第1項に規定する農地（以下この号において「農地」という。）若しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるもの、当該区域内にある土地で開発して農地とすることが適当なもの若しくは当該区域内にある土地で同号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされているもの（農地の保全又は利用上必要な施設で財務省令で定めるものの用に供する土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合

- 二 独立行政法人農業者年金基金に対し、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号。以下この号において「平成13年改正前農業者年金基金法」という。）第81条第1項に規定する区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められている区域内にある平成13年改正前農業者年金基金法第81条第1項の農地等を譲渡した場合（同項の規定による買入れに該当する場合に限る。）

第37条の9の2及び第37条の9の3 削除

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

- 第40条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第59条第1項第1号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イに掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第3項まで及び第5項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の贈与又は遺贈（当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第33条第1項に規定する取用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項及び第

3項において「代替資産」という。))が、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

- 2 国税庁長官は、前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）が当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたときその他の当該財産等が当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供される前に政令で定める事実が生じたとき（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）は、前項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、その承認が取り消された時において、政令で定めるところにより、同項に規定する贈与又は遺贈があつたものとみなす。
- 3 国税庁長官は、第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合その他当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第1項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。
- 4 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第38条第2項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第40条第3項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第1項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得

の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）」とする。

- 5 第3項の代替資産には、同項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産を含むものとする。この場合において、当該公益法人等は、当該買換資産を、当該譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間）内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならない。
- 6 第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この項から第10項までにおいて「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第3項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。
- 7 特定贈与等を受けた公益法人等が、解散（合併による解散を除く。）による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る第3項に規定する財産等を他の公益法人等（以下この項において「解散引継法人」という。）に移転しようとする場合において、当該解散の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該解散の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該解散の日以後は、当該解散引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該解散引継法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。
- 8 特定贈与等を受けた公益法人等で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法

律第49号。以下この項及び第12項において「公益認定法」という。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（当該取消しの処分に係る事由により第1項後段の承認を取り消すことができる場合の当該処分を除く。以下この項において「特定処分」という。）を受けたもの（当該特定処分後において、第1項に規定する特定一般法人に該当するものに限る。以下この項において「当初法人」という。）が、同条第17号に規定する定款の定めに従い、その有する公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産（以下この項において「引継財産」という。）を他の公益法人等（以下この項において「引継法人」という。）に贈与しようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継法人が当該贈与を受けた公益引継資産（当該引継財産のうち、当該特定処分を受けた公益法人等に係る第3項に規定する財産等に相当するものとして政令で定める部分をいう。）は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該贈与の日以後は、当該当初法人については、第3項の規定は、適用しない。

- 9 特定贈与等を受けた第1項に規定する特定一般法人が、第3項に規定する財産等を他の公益法人等（以下この項において「受贈公益法人等」という。）に贈与しようとする場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限る。）において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該受贈公益法人等は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該受贈公益法人等が当該贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。
- 10 特定贈与等を受けた公益法人等（幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第2項に規定する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）又は保育所等（同条第5項に規定する保育所等をいう。以下この項において同じ。）を設置する者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲渡法人」という。）が、当該譲渡

法人に係る第3項に規定する財産等（当該幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限る。）を他の公益法人等（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲受法人」という。）に贈与をしようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該譲受法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該譲受法人がその贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

- 11 第5項後段の規定は第6項から前項までの規定を適用する場合について、第8項後段の規定は第9項の特定一般法人及び前項の譲渡法人について、それぞれ準用する。この場合において、同項の規定を適用する場合について準用する第5項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは、「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と読み替えるものとする。
- 12 第9項に規定する特定一般法人が、公益認定法第4条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日から1月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。
- 13 国税庁長官は、第1項後段の承認をしたときは、その旨を当該承認を申請した者及び当該申請に係る公益法人等に対し、当該承認をしないことを決定したとき又は当該承認を第2項の規定により取り消したときは、その旨を当該承認を申請した者又は当該承認を受けていた者に対し、当該承認を第3項の規定により取り消したときは、その旨を当該承認に係る公益法人等に対し、それぞれ通知しなければならない。
- 14 第1項後段の承認につき、その承認をしないことの決定若しくは第2項の取消しがあつた場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）における当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第3項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額についての国税通則法第60条第2項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日ま

での期間とする。

- 15 第1項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について所得税法第78条第1項の規定又は第41条の18の2若しくは第41条の18の3の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、同法第78条第2項中「寄附金（学校の入学に關してするものを除く。）」とあるのは「寄附金（租税特別措置法第40条第1項（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で第32条第3項に規定する山林所得の特別控除額若しくは第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及び学校の入学に關してするものを除く。）」と、第41条の18の2第1項中「その寄附をした者」とあるのは「第40条第1項の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第32条第3項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及びその寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。
- 16 第14項に定めるもののほか、第1項後段の承認の手続、第2項後段の規定によりあつたものとみなされる贈与又は遺贈に係る所得税法第78条の規定の特例、第3項後段の規定により贈与又は遺贈を行った個人とみなされる公益法人等に対する所得税に關する法令の規定の適用に關する特例その他第1項から第13項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

令第25条の17 法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする者は、贈与又は遺贈（同項後段に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）を設立するためにする同項後段に規定する財産（以下この条において「財産」という。）の提供を含む。以下この条において同じ。）により財産を取得する公益法人等の事業の目的、当該贈与又は遺贈に係る財産の内容その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、当該公益法人等が当該申請書に記載された事項を確認したことを証する書類を添付して、当該贈与又は遺贈のあつた日から4月以内（当該期間の経過する日前に当該贈与があつた日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の提出がなかつたこと又は当該書類の

添付がなかつたことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法第24条から第26条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書又は書類の提出があつたときは、当該期間内に当該申請書の提出又は当該書類の添付があつたものとする。

2 法第40条第1項後段に規定する政令で定める財産は、国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物とする。

3 法第40条第1項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。

一 当該財産につき法第64条第1項に規定する収用等又は法第65条第1項に規定する換地処分等による譲渡があつた場合（法第64条第2項若しくは第68条の70第2項又は第65条第7項から第9項まで若しくは第68条の72第7項から第9項までの規定によりこれらの譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）当該財産に係る法第64条第1項若しくは第68条の70第1項に規定する代替資産又は法第65条第1項若しくは第68条の72第1項に規定する交換取得資産

二 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益を目的とする事業（以下この条において「公益目的事業」という。）の用に直接供する施設につき、所得税法第2条第1項第27号に規定する災害があつた場合において、その復旧を図るために当該財産を譲渡したとき、その災害を受けた施設（災害により滅失した場合には、当該施設に代わるべき当該施設と同種の施設）の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利

三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業が営まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したとき、当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利

四 国又は地方公共団体に贈与する目的で資産の取得、製作又は建設（以下この号において「取得等」という。）をする場合において、その資産の取得等の費用に充てるために当該財産を譲渡したとき、当該国又は地方公共団体に贈与する目的で取得等をする資産で、その取得等の後直ちに当該国又は地方公共団体に贈与されるもの

五 当該財産のうち第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係るもので同項第2号に規

定する方法により管理されていたものを譲渡したとき、当該譲渡をした財産に代わるべき資産として財務省令で定めるもので引き続き当該方法により管理されるもの

六 前各号に掲げる場合に準ずる場合として財務省令で定める場合、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で財務省令で定めるもの

4 法第40条第1項後段に規定する政令で定める事情は、公益法人等が同項後段の贈与又は遺贈を受けた土地の上に建設をする当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供する建物のその建設に要する期間が通常2年を超えることその他同項の財産又は代替資産を当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情とし、同項後段に規定する政令で定める期間は、当該贈与又は遺贈があつた日から国税庁長官が認める日までの期間とする。

5 法第40条第1項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務、同条第3号ナに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第4号に掲げる業務若しくは地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第4条第1号に掲げる介護老人保健施設に係る同法第21条第5号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第2号に掲げる要件）とする。

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

二 当該贈与又は遺贈に係る財産又は法第40条第1項に規定する代替資産が、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間（同項に規定する期間をいう。）内に、当該公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

三 公益法人等に対して財産の贈与又は遺贈をすることにより、当該贈与若しくは遺贈をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又は当該贈与若しくは遺贈をした者の親族その他これらの者と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

6 贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第3号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項及び次項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊

の関係がある者（次号及び次項において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（(1)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつてゐる他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

二 その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三 その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

四 その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

7 法第40条第1項後段の贈与又は遺贈が、公益法人等（法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているものに限る。）で財務省令で定めるものに対するものである場合において、次に掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付した第1項の規定による申請書（当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る財産を第2号に規定する方法により管理することとする旨の記載のあるものに限る。）の提出があつたときは、同条第1項後段に規定する要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該贈与又は遺贈をした者が当該公益法人等の役員等及びその親族等に該当しないこと。

二 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために財務省令で定める方法により管理されていること。

三 その他財務省令で定める要件

8 前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた場

合において、第1項の税務署長に当該申請書の提出があつた日から1月以内に、当該申請の承認がなかつたとき、又は当該承認をしないことの決定がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

9 第7項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）を提出した者で当該申請の承認があつたものは、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度において同項第2号に規定する財産が同号に規定する方法により管理されたことが確認できる書類として財務省令で定めるものを当該事業年度終了の日から3月以内（当該期間の経過する日後に当該申請書に係る第1項の規定による提出期限が到来する場合には、当該提出期限まで）に、第1項の税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

10 法第40条第2項に規定する政令で定める事實は、第5項第2号に規定する期間内に同号に規定する財産若しくは代替資産が同号の公益目的事業の用に直接供されなかつたこと、当該財産若しくは代替資産が当該公益目的事業の用に直接供される前に同項第3号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと又は前項の定めるところにより同項に規定する財務省令で定める書類の提出がなかつたこととする。

11 法第40条第2項に規定する政令で定める場合は、同条第8項に規定する特定処分を受けた同項に規定する当初法人が、同項に規定する公益引継資産を国又は地方公共団体に贈与した場合（当該公益引継資産として同条第2項に規定する財産又は代替資産（当該財産又は代替資産の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を贈与した場合を除く。）とする。

12 法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認につき同条第2項の規定による取消しがあつた場合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その時における価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとして、同項後段に規定する贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、当該贈与をした者の当該承認が取り消された日の属する年分（その日までに当該贈与をした者が死亡していた場合には、死亡の日の属する年分。第15項及び第24項において同じ。）又は当該遺贈をした者の当該遺贈があつた日の属する年分の所得として、所得税を課する。

13 法第40条第3項に規定する政令で定める事實は、第5項第3号に掲げる要件に該当しないこととなつたことその他財務省令で定める事実とする。

14 第11項の規定は、法第40条第3項に規定する政令で定める場合について準用する。

15 法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認につき同条第3項の規定による取消しがあつた場合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その時における価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとして、同項後段に規定する財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、当該公益法人等の当該承認が取り

- 消された日の属する年分（遺贈の場合には、当該遺贈があつた日の属する年分）の所得として、所得税を課する。この場合において、当該公益法人等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- 16 法第40条第5項に規定する政令で定める事情は、同項の公益法人等が同項に規定する買換資産として取得した土地の上に建設をする同項に規定する財産に係る公益目的事業の用に直接供する建物のその建設に要する期間が通常1年を超えることその他当該買換資産を同項の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該譲渡の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間とする。
- 17 法第40条第6項に規定する特定贈与等（次項において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により同条第6項に規定する財産等を同項に規定する公益合併法人に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該合併の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 18 前項の規定は、特定贈与等を受けた公益法人等が法第40条第7項に規定する解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより同項に規定する財産等を同項に規定する解散引継法人に移転しようとする場合、同条第8項に規定する当初法人が同項の規定により同項に規定する引継財産（次項において「引継財産」という。）を同条第8項に規定する引継法人に贈与しようとする場合又は特定贈与等を受けた同条第9項に規定する特定一般法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合について準用する。
- 19 法第40条第8項に規定する政令で定める部分は、引継財産の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。
- 一 法第40条第8項に規定する財産等 当該財産等
 - 二 前号に掲げる引継財産以外の引継財産 法第40条第8項に規定する公益目的取得財産残額を基礎として財務省令で定めるところにより計算した金額に相当する額の資産
- 20 法第40条第11項に規定する特定一般法人は、同項に規定する認定を受けた日から1月以内に、同項に規定する書類に、当該認定を受けたことを証する書類を添付して、これを当該特定一般法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 21 法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分を受けた場合には、当該処分を受けた日から1月以内に、当該公益法人等の名称及び所在地その他の財務

- 省令で定める事項を記載した書類に、当該処分を受けたことを証する書類及び定款の写しを添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 22 法第40条第13項に規定する同条第2項の取消しに係る政令で定める場合は、第12項の規定により同項の贈与又は遺贈をした者に課される所得税のその納付の期限後において当該取消しが行われた場合とし、同条第13項に規定する同条第3項に係る政令で定める場合は、第15項の規定により公益法人等に課される所得税のその納付の期限後において当該取消しが行われた場合とする。
- 23 法第40条第13項に規定する政令で定めるところにより計算した所得税の額は、その者の納付すべき所得税の額から同条第1項後段の承認があつたものとした場合において計算されるその者の納付すべき所得税の額を控除した金額に相当する金額とする。
- 24 法第40条第1項後段の承認につき同条第2項の規定による取消しがあつた場合において、当該承認に係る贈与について所得税法第78条第1項の規定又は法第41条の18の2若しくは第41条の18の3の規定の適用があるときは、これらの規定は、当該承認が取り消された日の属する年分において適用を受けることができる。この場合において、同項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合（租税特別措置法第40条第1項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の承認につき同条第2項の規定による取消しがあつた場合を含む。）」と、所得税法第78条第2項中「寄附金（学校の入学に關してするものを除く。）」とあるのは「寄附金（租税特別措置法第40条第1項の規定の適用を受けたもの（当該取消しに係るものに限る。）のうち同項に規定する財産の贈与に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で第32条第3項（山林所得）に規定する山林所得の特別控除額若しくは第33条第3項（譲渡所得）に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分に限るものとし、学校の入学に關してするものを除く。）」と、法第41条の18の2第1項中「その寄附をした者」とあるのは「その年において第40条第1項後段の承認につき同条第2項の規定による取消しがあつた場合には、同条第1項の規定の適用を受けたもの（当該取消しに係るものに限る。）のうち同項に規定する財産の贈与に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第32条第3項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分を含むものとし、その寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

規第18条の19 施行令第25条の17第1項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 贈与又は遺贈（法第40条第1項後段に規定する

第70期 決算報告書

平成28年 1月 1日 ～ 平成28年12月31日

志村産業株式会社

貸借対照表				平成28年12月31日現在	
資 産 之 部		負 債 之 部			
科 目	金 額	科 目	金 額		
流 動 資 産		流 動 負 債			
現 金	111,697	未 払 金		4,981,148	
銀 行 預 金	130,657,065	前 受 金		40,953,184	
定 期 預 金	10,011,711	預 り 金		989,484	
有 価 証 券	382,435,000				
立 替 金	95,365				
未 収 入 金	120,735,550				
貸 付 金	23,786,358	敷 金		281,250,330	
受 取 手 形	281,689,586	預 り 保 証 金		63,948,196	
預 け 金	57,117,250	建 設 協 力 金		1,833,235,110	
前 払 金	1,124,300	法人税等充当金		33,065,916	
仮 払 金	492,620				
搬 送 品	217,313,401				
法人税等仮払金	32,176,800				
流 動 資 金 合 計	1,257,746,703	流 動 負 債 合 計		2,258,423,368	

科 目	金 額	科 目	金 額
有形固定資産		資 本	
土 地		資 本 金	34,000,000
(東 京)	85,231,417		
(茨 城)	12,690,557	法 定 準 備 金	23,901,076
建 物	1,411,486,062	(資金準備金)	701,076
構 築 物	41,544,232	(利益準備金)	23,200,000
建物付属設備	168,201		
電気設備関係	212,192,808		
冷暖房設備	186,242,477	余 剰 金	1,130,966,154
給排水衛生設備	174,740,051	別 途 積 立 金	28,900,000
昇 降 機	54,917,491	退 職 積 立 金	28,900,000
機械及設備	1,496	繰越利益剰余金	999,155,111
什 器 備 品	595,120	当 期 利 益 金	89,145,483
車両運搬具	9,606,153	自 己 株 式	△15,134,440
電話加入権	127,830		
有形固定資産合計	2,189,543,895	資 本 合 計	1,188,867,230
資 産 合 計	3,447,290,598	資 本 負 債 合 計	3,447,290,598

営業損益計算書				自平成28年1月1日・至平成28年12月31日			
損失之部		利益之部					
科目	金額	科目	金額				
人件費	110,509,778	売上勘定					
給料	96,814,778	賃料	297,328,329				
賞与	13,695,000	トヨタ東京カローラ	61,611,840				
労務管理費	16,992,058	ドン・キホーテ	208,111,689				
健康年金保険料	6,586,480	T O T O	27,604,800				
労災保険料	136,287						
雇用保険料	211,552	志村ハイツ	21,376,156				
福利厚生費	10,057,739	家賃	20,679,943				
退職慰労金		共益費	553,316				
諸経費	1,553,237,102	駐輪場収入	43,897				
報酬	872,100	バイク駐車場	30,000				
電灯電力料	1,131,586	契約金	69,000				
ガス・水道料	98,112						
修繕費	5,794,641						

科 目	金 額	科 目	金 額
消 耗 品 費	1,367,915	レプサモールつくば	163,597,608
支 払 手 数 料	15,260,788	(株) カ ス ミ	52,482,828
通 信 費	1,349,217	(株) マツモトキヨシ	19,751,904
事 務 費	771,988	(株) 大 創 産 業	28,028,220
事 務 用 消 耗 品	754,749	(株) ユ ニ ク ロ	20,764,860
事 務 機 保 守 費	784,243	(株) イ エ ロ ー ハ ッ ト	30,431,604
交 際 費	14,482,271	(株) な か 卯	7,212,828
旅 費 交 通 費	22,492,334	(株) 雪 村	3,570,576
借 地 料	86,420,700	(株) ク ロ ノ ス	648,000
賃 借 料	4,472,766	(株) イ ー グ ル	256,993
諸 雑 費	17,944	E X サ ー ビ ス (株)	310,085
調 査 研 究 費	1,662,000	日 本 オ ー ト ・ フ ォ ー ト	139,710
賦 課 金	319,648		
支 払 保 険 料	1,173,930	木 工 品 売 上 げ	1,291,024,960
寄 付 金	15,485,000	(国 内 品)	2,170,029
管 理 費	3,322,226	(輸 入 品)	1,288,854,931

No. 5

科 目	金 額	科 目	金 額
会 議 費	121,822		
仕 入	1,236,170,719		
(国 内)	1,858,788		
(輸 入)	1,234,311,931		
宣 伝 広 告 費	143,424		
公 租 公 課	51,281,100		
減 価 償 却 費	87,485,879		
営業経費合計	1,680,738,938	営業売上合計	1,773,327,053
営 業 利 益	92,588,115		

営業外損益計算書			自平成28年1月1日・至平成28年12月31日		
損失之部		金額	利益之部		
科目		金額	科目		金額
源泉所得税		594,986	収入利息		31,027
雑損失		39,801	有価証券利息		2,033,188
支払利息		250,118	有価証券償還差益		22,300,000
有価証券売却差損		19,830,000	貸付金利息		482,799
			雑収入		3,372,759
			受取手数料		52,500
営業外経費合計		20,714,905	営業外売収入合計		28,272,273
営業外利益		7,557,368			
経常利益		100,145,483	収入合計		1,801,599,326
法人税等充当金繰入		11,000,000			
当期利益		89,145,483			

当期未処分利益

科 目	金 額	科 目	金 額
前期繰越利益金	999,155,111	未処分利益金	1,088,300,594
当期利益金	89,145,483		
合 計	1,088,300,594	合 計	1,088,300,594

利益処分案

これを下記の通り処分する			1,088,300,594
別	途	積 立 金	100,000
退	職	積 立 金	100,000
株主配当金(1株当り5円)			1,015,000
次	期	繰 越 利 益 金	1,087,085,594

財産目録

資産之部		摘要	金額	合計
科目				
現金	手許有残			111,697
銀行預金				130,657,065
	りそな銀行/池袋支店		35,343,700	
	三菱東京UFJ銀行/志村支店		553,911	
	みずほ銀行/志村支店		11,753,230	
	三井住友銀行/東京中央支店		80,602,205	
	ゆうちょ銀行		2,404,019	
	計		130,657,065	
定期預金	南都銀行/東京支店	29-5-17期日		10,011,711
有価証券				382,435,000
	#59東芝債	2億円	172,000,000	
	MASCOT1209-11	5千万円	53,000,000	
	MASCOT1210-13	5千万円	52,295,000	
	MASCOT1509-04	1億円	105,140,000	
	計		382,435,000	
立替金	年末調整不足金		95,365	95,365
未収入金				120,735,550
	村上木材株式会社		52,832,190	
	日本製紙木材株式会社		43,957,069	
	株式会社石敬木材センター		18,646,249	
	ジャパン建材株式会社		5,208,669	
	株式会社ジューテック		54,723	
	ドイト株式会社		36,650	
	計		120,735,550	

科目 受 取 手 形	摘要	金額	合計
	株式会社石敬木材センター	28-12-31期日	46,751,775
	日本製紙木材株式会社	28-12-31期日	5,000,000
	日本製紙木材株式会社	28-12-31期日	1,829,383
	株式会社ジューテック	29-1-10期日	139,838
	ジャパン建材株式会社	29-1-15期日	3,000,000
	ジャパン建材株式会社	29-1-15期日	106,854
	株式会社石敬木材センター	29-1-31期日	50,000,000
	株式会社石敬木材センター	29-1-31期日	8,082,444
	日本製紙木材株式会社	29-1-31期日	10,000,000
	日本製紙木材株式会社	29-1-31期日	4,717,570
	日本製紙木材株式会社	29-1-31期日	10,000,000
	日本製紙木材株式会社	29-1-31期日	2,513,272
	株式会社ジューテック	29-2-10期日	166,460
	株式会社石敬木材センター	29-2-28期日	25,672,344
	日本製紙木材株式会社	29-2-28期日	10,000,000
	日本製紙木材株式会社	29-2-28期日	2,315,329
	日本製紙木材株式会社	29-2-28期日	2,531,088
	株式会社ジューテック	29-3-10期日	127,007
	株式会社石敬木材センター	29-3-31期日	39,405,447
	日本製紙木材株式会社	29-3-31期日	10,000,000
	日本製紙木材株式会社	29-3-31期日	1,640,893
	日本製紙木材株式会社	29-3-31期日	3,786,528
	株式会社ジューテック	29-4-10期日	135,691
	株式会社石敬木材センター	29-4-30期日	40,041,499

科目	摘要	金額	合計
	日本製紙木材株式会社 29-4-30期日	3,726,164	
	計	281,689,586	
貸付金			23,786,358
預け金	田中和宏	23,786,358	57,117,250
	吉田直子 つくば借地敷金	13,297,460	
	香取敬三 つくば借地敷金	19,288,330	
	香取隆道 つくば借地敷金	9,644,160	
	香取尚志 つくば借地敷金	9,644,160	
	株式会社フジサワ つくば借地敷金	530,480	
	藤澤順一 つくば借地敷金	2,612,660	
	株式会社前川産業 目黒ハイツ敷金	1,100,000	
	森ビルホスピタリティコーポレーション	1,000,000	
		57,117,250	
仮払金			492,620
	1～4月分通勤交通費	342,620	
	三條亜紀子	100,000	
	田中 和宏	50,000	
	計	492,620	
前払金	未經過保険料		1,124,300
搬送品			217,313,401
	SLS TRADING INC 搬送品	215,024,401	
	住吉木材運輸他計5件 関税・消費税	2,289,000	
	計	217,313,401	

科目	摘要	金額	合計
法人税等仮払金			32,176,800
固定資産			2,189,543,895
	土地 東京	85,231,417	
	土地 茨城	12,690,557	
	建物	1,411,486,062	
	構築物	41,544,232	
	建物付属設備	168,201	
	電気設備	212,192,808	
	冷暖房設備	186,242,477	
	給排水衛生設備	174,740,051	
	昇降機	54,917,491	
	機械及び設備	1,496	
	什器備品	595,120	
	車両運搬具	9,606,153	
	電話加入権	127,830	
	計	2,189,543,895	
資 産 合 計			3,447,290,598

財産目録

負債之部		金額	合計
科目	摘要		
未払金	計上未払経費		4,981,148
前受金			40,953,184
	トヨタ東京カローラ株式会社 1月分賃料	5,134,320	
	株式会社ドン・キホーテ 1月分賃料	20,230,021	
	TOTO株式会社 1月分賃料	2,300,400	
	志村ハイッツ入居者 1月分家賃	1,360,200	
	レプサモールつくば 1月分賃料・共益費	11,928,243	
	計	40,953,184	
預り金			989,484
	下期賞与分健康・厚生年金保険料	874,159	
	4～12月分雇用保険料	91,325	
	年末調整不足金	24,000	
	計	989,484	
敷金			281,250,330
	トヨタ東京カローラ株式会社	100,000,000	
	株式会社ドン・キホーテ	50,000,000	
	TOTO株式会社	25,000,000	
	志村ハイッツ (21件)	2,522,800	
	レプサモールつくば(7件)	103,727,530	
	計	281,250,330	
預り保証金			63,948,196
建設協力金	株式会社ドン・キホーテ	1,833,235,110	1,833,235,110
法人税等充当金		220,659,916	22,065,916
負債合計			2,247,423,368